

誘客交流拠点施設整備基本設計業務委託契約・エリアマネジメント推進業務委託契約について、本契約書（案）を基に契約締結を予定している。

委 託 契 約 書 （案）

南幌町（以下「委託者」という。）と、●●●●●●（以下「受託者」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）

第1条 委託者は、南幌町誘客交流拠点施設基本設計業務（エリアマネジメント推進業務）（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 委託期間は、令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日までとする。

（委託料）

第3条 委託者は、委託業務に対する委託料として金●●●●●円（うち消費税及び地方消費税の額金●●●●万円）を受託者に支払うものとする。ただし、契約日以後に消費税率の変更があったときは、消費税及び地方消費税相当額は変更後の税率によるものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金●●●●●円とする。

（履行の方法）

第5条 受託者は、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）により委託業務を履行しなければならない。

（業務行程表の提出）

第6条 受託者は、この契約締結後14日以内に仕様書等に基づいて業務行程表を作成し、委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務行程表を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により、履行期間又は仕様書が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務行程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務行程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等）

第7条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務担当員）

第9条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務主任担当者等)

第 10 条 受託者は、委託業務の履行について業務主任担当者を定め、委託者に通知するものとする。
業務主任担当者を変更した場合も、同様とする。

(業務主任担当者等の変更請求等)

第 11 条 委託者は、業務主任担当者が、委託業務の履行上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。

2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から 10 日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(完了報告)

第 12 条 受託者は、委託業務が完了したときは、委託業務完了報告書を提出し、委託者の確認を受けなければならない。

2 委託者又は委託者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に受託者の立会いの上、仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果品の引渡しを受けなければならない。

4 委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該成果品の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(委託料の請求及び支払)

第 13 条 受託者は、前条の確認終了後、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第14条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を

経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の任意解除権)

第15条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第16条又は第17条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者の催告による解除権)

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 管理技術者を配置しなかったとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第17条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

1 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

2 受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

4 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

5 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

6 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

7 第19条又は第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

8 受託者（受託者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条 第16条各号又は第17条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第16条又は第17条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第19条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第20条 受託者は、次に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- （1） 第6条第3項の規定により仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条 第19条又は第20条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、第19条又は第20条の規定による契約の解除をすることができない。

（委託者の損害賠償請求等）

第22条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- （1） 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- （2） この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- （3） 第16条又は第17条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- （4） 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- （1） 第16条又は第17条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- （2） 成果物の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- （1） 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）

の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。

6 第2項の場合（第17条第6号及び第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受託者の損害賠償請求等）

第23条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第13条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第24条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第12条第3項又は第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金)

第25条 受託者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対しこの契約及びこの契約に係る変更契約による請負代金額(単価契約の場合は、支払金額)の10分の2に相当する額を発注者が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。この契約による工事が完了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受託者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 受託者が独占禁止法第77条の規定により提起した抗告訴訟において訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 受託者(受託者が法人の場合にあつては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき委託者が受託者に賠償請求することを妨げるものではない。

3 受託者が共同企業体である場合は、第1項各号及び前項中「受託者」とあるのは、「受託者又は受託者の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、受託者が解散されているときは、委託は、受託者の代表者であつた者又は構成員であつた者に第1項の規定による損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受託者の代表者であつた者及び構成員であつた者は、共同連帯して第1項の額を発注者に支払わなければならない。

5 第1項の規定に該当する場合においては、委託者は契約を解除することができる。

(相殺)

第26条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する契約保証金返還請求権その他の債権と相殺することができる。

(秘密の保持)

第27条 受託者は、委託業務の履行に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者が委託業務の履行に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第 28 条 この契約について訴訟等の生じたときは、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第 1 審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第 29 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を 2 通作成し、委託者及び受託者両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 北海道空知郡南幌町栄町 3 丁目 2 番 1 号
南幌町長 三 好 富士夫

受託者 住 所
氏 名